

医政発 0303 第 1 号  
令和 8 年 3 月 3 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

今般、視能訓練士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）及び義肢装具士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省・厚生労働省令第 4 号）が令和 5 年 4 月 1 日から、言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されたことを受けて、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」（平成 17 年 3 月 24 日付け医政発第 0324007 号厚生労働省医政局長通知）の一部を別紙のとおり改正し、視能訓練士国家試験受験資格認定及び義肢装具士国家試験受験資格認定の改正部分については令和 8 年 4 月 1 日から、言語聴覚士国家試験受験資格認定の改正部分については令和 9 年 4 月 1 日から適用することとする。

貴職におかれては、改正の内容について御了知いただくとともに、貴管内の保健所設置市、特別区及び関係団体等に周知方願いたい。

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正に係る新旧対照表

(平成 17 年 3 月 24 日医政発 0324007 号 厚生労働省医政局長通知) 前回改正令和 6 年 5 月 7 日医政発 0507 第 3 号

(適用日は視能訓練士及び義肢装具士については令和 8 年 4 月 1 日、言語聴覚士については令和 9 年 4 月 1 日)

新	旧
<p><b>視能訓練士国家試験受験資格認定</b></p> <p>視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 14 条第 3 号に基づく視能訓練士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3. 認定基準</p> <p>下記の（1）から（5）までの認定基準を満たした者に対し視能訓練士国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）教育科目の履修時間</p> <p>授業時間の合計が <u>1605</u> 時間以上で、視能訓練士学校養成所指定規則（昭和 46 年文部省・厚生省令第 2 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。</p> <p>（3）～（5） （略）</p> <p>4 （略）</p>	<p><b>視能訓練士国家試験受験資格認定</b></p> <p>視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）第 14 条第 3 号に基づく視能訓練士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3. 認定基準</p> <p>下記の（1）から（5）までの認定基準を満たした者に対し視能訓練士国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）教育科目の履修時間</p> <p>授業時間の合計が <u>1440</u> 時間以上で、視能訓練士学校養成所指定規則（昭和 46 年文部省・厚生省令第 2 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。</p> <p>（3）～（5） （略）</p> <p>4 （略）</p>
<p><b>義肢装具士国家試験受験資格認定</b></p> <p>義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 14 条第 4 号に基づく義肢装具士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3. 認定基準</p> <p>下記の（1）から（5）までの認定基準を満たした者に対し義肢装具士国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>（1） （略）</p>	<p><b>義肢装具士国家試験受験資格認定</b></p> <p>義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）第 14 条第 4 号に基づく義肢装具士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3. 認定基準</p> <p>下記の（1）から（5）までの認定基準を満たした者に対し義肢装具士国家試験受験資格認定を行う。</p> <p>（1） （略）</p>

(2) 教育科目の履修時間

授業時間の合計が 2974 時間以上で、義肢装具士学校養成所指定規則（昭和 63 年文部省・厚生省令第 3 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

(3) ~ (5) (略)

4 (略)

**言語聴覚士国家試験受験資格認定**

言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 33 条第 6 号に基づく言語聴覚士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1・2 (略)

3. 認定基準

下記の (1) から (5) までの認定基準を満たした者に対し言語聴覚士国家試験受験資格認定を行う。

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

授業時間の合計が 2509 時間以上で、言語聴覚士学校養成所指定規則（平成 10 年文部省・厚生省令第 2 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

(3) ~ (5) (略)

4 (略)

(2) 教育科目の履修時間

授業時間の合計が 2670 時間以上で、義肢装具士学校養成所指定規則（昭和 63 年文部省・厚生省令第 3 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

(3) ~ (5) (略)

4 (略)

**言語聴覚士国家試験受験資格認定**

言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）第 33 条第 6 号に基づく言語聴覚士国家試験受験資格認定を行うための認定基準等を示す。

1・2 (略)

3. 認定基準

下記の (1) から (5) までの認定基準を満たした者に対し言語聴覚士国家試験受験資格認定を行う。

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

授業時間の合計が 2475 時間以上で、言語聴覚士学校養成所指定規則（平成 10 年文部省・厚生省令第 2 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

(3) ~ (5) (略)

4 (略)